備品管理の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	
八尾翠翔高等学校	備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄してい た。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防 止に向け必要な措置を講じられたい。
	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	【大阪府財務規則】 (不用の決定及び不用品の処分)
	機械器具類	通信器具類 非常用ラック型 アンプ	平成2年3月31日	1	1,442,000円	第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなけれ
						ばならない。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年5月29日)